

川崎市都市景観形成協力者選考委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市景観形成協力者表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する川崎市都市景観形成協力者選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長、副委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもってあてる。

(委員会の招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、委員長がこれを招集する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員等の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

(附 則)

この改正要領は、平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

<別表> (第2条3項関係)

川崎市都市景観形成協力者選考委員会名簿

委員長	まちづくり局長
副委員長	総務部長
委員	計画部長
委員	庶務課長
委員	計画部景観・地区まちづくり支援担当課長